

議会議案第 6 号

四條畷市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

次のとおり、四條畷市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する  
条例を定める。

令和 7 年 3 月 1 8 日 提出

提出者 四條畷市議会議員

柳生 駿祐

長畑 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

提案理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係法律の整理等に関する法律の制定等に伴い、必要な規定整備を行いたく、本  
案を提案した。

## 四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第２０項中「。以下」を「。第２０条第５項において」に改め、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同条の表の第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号のＡ中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第１項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条、第５４条及び第５５条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３条、第５４条及び第５５条の規定は令和７年６月１日から施行する。

#### （罰則の適用等に関する経過措置）

２ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該

罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。